

公告第 38 号
令和 5 年 6 月 21 日

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

分任契約担当官陸上自衛隊岩手駐屯地
第 389 会計隊長 西村 俊宏
（公印省略）

1 工事概要

- (1) 工事名
118 号建物床補修工事
- (2) 工事場所
岩手県滝沢市後 268-433
陸上自衛隊岩手駐屯地
- (3) 工事内容
厨房床塗装 219㎡
厨房機器移動・再設置 1 式
- (4) 工期
令和 5 年 12 月 22 日まで
- (5) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和 5・6 年度一般競争参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」又は「塗装工事」で級別の格付けを受け、東北防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付けを受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付けを受けた者を除く。）でないこと。

- (4) 防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る等級（資格審査結果通知書の記3の等級）がD等級以上、又は「塗装工事」に係る等級（資格審査結果通知書の記3の等級）がC等級以上であること。
- (5) 平成20年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、建築一式工事、又は塗装工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、工事成績評定通知書が65点未満のものを除く。

また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、工事成績評定通知書が65点未満のものを除く。成績評定対象工事の場合は工事成績通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下評定点合計という。）が65点以上の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。
- (7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に配置できること。

ア 建築一式工事、又は塗装工事に係る監理技術者等となりうる資格を有する者である。

イ 平成20年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有するものである（原則、着工から完成まで従事している）。なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点合計が65点未満のものを除く。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了

証を有するものである。

- (8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、東北防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.3.31）」に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 防衛省発注機関が発注した建築一式工事、又は塗装工事のうち、平成20年度以降令和5年度までに完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計が平均65点以上であること。
- (10) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと。（資本関係又は人的関係があるもののすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- (12) 宮城県、青森県、岩手県、秋田県のいずれかに建築一式工事、又は塗装工事の許可に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。
- (13) 都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。
- (14) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者

3 入札手続等

(1) 担当部署

ア 契約事項に関する問い合わせ先

〒020-0601 岩手県滝沢市後268-433

陸上自衛隊岩手駐屯地 第389会計隊

担当 山根

T E L 019-688-4311（内線685）

F A X 019-688-4315

イ 仕様書等に関する問い合わせ先

陸上自衛隊岩手駐屯地 業務隊 管理科

担当 江藤

T E L 019-688-4311（内線317）

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間

令和5年6月21日から令和5年7月25日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前8時15分から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 交付場所

(1) アの担当部署において交付を行うほか、東北方面会計隊ホームページ(<https://www.mod.go.jp/gsd/nae/koukoku/fin/>)に掲載する。

ウ 郵送による交付を希望する場合は、実費負担とする。

(3) 申請書及び資料の提出期限等

ア 提出期限

令和5年7月11日（火） 午後5時

なお、本期限終了後についても開札日の前日午後5時まで随時提出を受け付けるが、競争参加資格の確認手続きが間に合わない場合がある。その場合は入札に参加できないものとし、入札書が提出された場合、これを受理しない。

イ 提出方法

(1)の担当部署に持参、郵送（書留郵便に限る。）、託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は電子メールにより提出する。

なお、電子メールにより提出する場合については、事前に(1)アの担当者と調整すること。

(4) 入札書の受領期限等

ア 受領期限 令和5年7月24日（月） 午後5時

イ 提出方法 (1)の担当部署に持参又は郵送等する。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日 時 令和5年7月25日（火） 午前10時00分

イ 場 所 陸上自衛隊岩手駐屯地 幹部食堂

(6) 現場説明会

実施しない。ただし、現場確認については随時受け付ける。（事前に(1)イの担当者と日時の調整をすること。）

4 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 契約保証金免除。ただし、落札者は、公共工事履行保証証券による保

証（引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合において当該契約不適合を保証する特約（２年間）を付したものに限り。）を付すものとする。この場合の保証金額は、請負代金の 10 分の 3 以上とする。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

消費税抜きの総額により予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格を持って入札した他の者のうち最低の価格を持って入札した者を落札者とすることがある。

(6) 代表者以外の者が入札に参加する場合は、入札時に委任状を提出すること。

(7) 配置予定監理技術者等の確認

落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定の技術者の変更を認めない。

(8) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第 86 条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。

(9) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(10) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(11) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前金払の割合を請負代

金額の10分の2以内とする。

(12) 契約書作成の要否

要

(13) 関連情報を入手するための照会窓口

上記3(1)に同じ。

(14) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(15) 詳細は、入札説明書による。